4.21世紀の ｢季節労働者｣ の課題

「ボーナスというもの一度で良いからもらって見たい」「昔は大工も自分の家を建てられたが今は建てられない」－季節労働者問題が社会問題化した４半世紀前の季節労働者の声であった｡ こうした状態は現在どのように変化したであろうか｡ 「季節労働」が「宿命」でないことは徳田が指摘した｡ 三好は季節労働者のか酷な実態にふれながら「ただ一つ光を放っているのは､ わずか数年間に約６万人の季節労働者が組織されたこと」と季節労働者の組織化に思いをはせた｡

現下の失業と雇用不安の深化､ 公共事業危機は季節労働者の「雇用」「賃金」「生活」の破壊につながっている。雇用保険財政の悪化は通年雇用安定給付金制度の「暫定２制度」について廃止を含めた「見直し」を迫るものとなっている｡

21世紀に入った現在､ ここでは､ ①季節労働者をめぐる状況の変化､ ②行政側の諸対策の特徴､③労働条件改善の到達点と組織化を明らかにしながら､ ③運動の側から見た今後の課題を提起している｡

季節労働者をめぐる状況の変化

1. 季節労働者の半減といっそうの高齢化

下表は､ 積寒制度が創設された1977年度､ 季節労働者がピークとなった1980年度､ 建設業において雇用保険の被保険者数の一般が短期特例と逆転した1997年度､ そして直近の2002年度の季節労働者数の概要である｡ 季節労働者は最高時1980年の30万人から2001年度の 173,152人に減少している｡ 建設業の季節労働者数は1980年の 206,407人（68.7％）から2001年度には 112,882人（65.2％）と半減している｡ しかし産業別比率に見られるように季節労働の中心は建設業の循環的な冬期失業であることに変わりはない｡

季節労働者の減少は､ 建設業における雇用縮小が直接的な要因である。建設業の雇用保険の資格取得者は､ 年間１万人規模で減少し、通年雇用化に逆行する常用労働者の季節労働者化もすすんでいる。雇止､ 待機などの雇用不安､ 「月11日以上６カ月」の就労が確保できない高齢者､ 女性の季節労働者が「引退」を強いられてきている。

季節労働者の高齢化は久しくいわれ続いている。(注18)

(2) 技能講習受講者の変化－第１は新規の技能講習受講者の増加であり､ 第２は若年層の増加である。これらは全体としての技能受講者の地域的な減少ないし停滞のもとで生じている｡

1. 新規の受講者増は、50％以上が初めての受講は函館､ 登別､ 砂川、40％以上は札幌厚生、30％以上は寿都､ 岩内､ 追分､ 上湧別､ 根室となっており､ 全道平均（札幌厚生を除く）は21％である。５人に１人が講習制度の歴史や季節労働者の運動を知らないまま技能講習に参加している。特別の教材が求められている。旭川ではここ３年来、同様の傾向を示している。(注19)
2. 行政側の季節労働者諸対策の特徴
3. 道行政が実施している季節労働者対策（道雇用対策課まとめ）および「暫定２制度」の廃止・「見直し」の議論の中心となっている「雇用保険財政（北海道）」の特徴を検証する｡ 雇用・失業政策は「国の責任である」ことは自明であるが､ 広域行政機関の道行政においては「公共投資､公共事業」政策に諸問題が凝縮されてきているように思われる｡
4. (1) 冬期増嵩経費措置事業－冬期間の工事量を確保するため､ 冬期工事に必要な経費を措置する事業｡ 1988年度（昭和63）から実施｡ 2001年度（平成13）は３億 9,200万円で延べ46,696人の季節労働者が吸収された｡ （月21日就労で実数は 2,223人となる）下表は市町村の状況である｡

② 職業講習会場に「茶髪の若者」が目立っている。－35歳未満の調査（2002年「労働条件アンケート」対象 658人）では「昨年はどうしていたのか」の問いに対し､ 「仕事をし､ 安定給付金の冬期手当をもらった」（12.3％）「仕事をしたが冬期手当はもらっていない」（10.8％）「１～３月も働いていた」（10.5％）「一般の求職者給付で求職活動をしていた」（12.6％）の合計は58.5％となる｡ これらの若者（実数 224）は、昨年は冬期間に仕事を行い（安定奨励金の対象）あるいは雇用保険の一般求職者であり､ 技能講習の対象でなかった。若年層の季節労働への落層は道内建設業の将来を一段と暗たんたるものとしている｡ なお技能講習を受講する若年層の増加は（注20） が示している｡

(2) ゼロ道債措置事業－継続中の事業について､ 新年度予算での事業支出を前年度の補正予算で債務負担行為として決議し､ 新年度予算成立前に工事契約を認め､ 工事開始の時期を前倒しする事業｡ 工事量の平準化（注21） を目的に1990年度（平成2） から実施している｡ 2001年度は建設部､水産林務部､ 道警本部で合計83億円の事業が実施されている。（「ゼロ国債」は竹下登大蔵大臣の発案で計上されたが､ 防衛費の「後年度負担」からヒントを得たといわれている）

工事量の平準化は第４・四半期の工事量の割合は1980年度（昭和55）は 6.1％であったが､ 2001年度（平成13）は10.9％と着実な増加としている。（「季節労働者の通年雇用に関する建議」以下、「平成15年建議」と略。2003.4）

(3) 労働相談員（季節労働者通年雇用相談員）の配置－12支庁に16人の相談員を配置｡

(4) 機動職業訓練－季節労働者の通年雇用化を促進するための職業訓練｡ 札幌､ 函館､ 滝川､ 旭川､ 室蘭､ 苫小牧で10～30名定員で実施｡ 2001年度（平成13）は 146人が終了している｡

(5) 建設業ソフトランディング対策－公共投資縮減による建設業や雇用への影響を最小限にとどめるため､ 総合的な対応をすすめる｡ 「北海道開発事業費が10％､ 900億円削減された場合､ ２万人の雇用に影響が生じ､ このうち建設業で過半数を占める」と試算されている。（道経済白書平成13年度）

(6) 「積寒制度」後、暫定制度の延長は８回に及ぶ｡ 異例な現実が示しているのは､ 北海道は中・長期的な展望にたつ国の季節労働者対策の「恒久的」な継続､ 拡充を必要としていることを逆に物語っているといえる｡

道の職業安定審議会がその都度の延長の意義づけを行い､ 「通年雇用促進」「制度存続」の道民的合意を形成してきた｡ 今回４月に発表された「平成15年建議」（北海道労働審議会に改組､ 道幸哲也会長）は趣を異にしている｡ 暫定制度の「存続､ 延長」を求めるスタンスが変わったのである｡ 「平成15年建議」を要約すると､ ①公共工事量の縮小により､ 季節労働者の通年雇用化は今後進まない｡ ②施策は､ 建設業の季節労働からの脱却施策を重点とすべきである｡ ③「暫定２制度」は季節労働者が他産業に移動するまでの「つなぎ対策」（佐藤）として存続､ 延長を求めるという論建てである｡ (注22)

厚生労働省の「費用対効果が問われる｡ 進まない対策､ 見込みのない対策に財政支出はできない」「『脱却施策』は季節労働者の職種転換策である。建設業の通年雇用化とは異なる｡ 道､ 市町村の責任で実施すべきである。「『つなぎ』が許される雇用保険の財政状況にない」等々に対し、説得力をもつであろうか｡

現在､ 自治体首長､ 建設業界・業者､ 職安の職員など各界各層との道民合意が重要である。

　第１は「前節の３項」で確認された季節労働者にとっての技能講習の意味である｡ 50日の一時金（平均283,000円）と技能講習の受講給付金 117,000円は季節労働者の１～４月の生活の糧である｡（仮に４月に働きはじめても支払いは５月15日となる） 受講給付金は季節労働者の生活そのものを支えている｡ 直接助成の受講給付金はその実施の「受け皿」として企業組合が役割を担っている｡ 季節労働者の生活安定をはかる「直接助成」策と「企業組合における活用」が積寒制度以来、講習の実行を担保する枢要に位置している｡

第２は安定奨励金（通年雇用奨励金も同様）の活用には公共事業改革が必須の条件となる｡ 公共事業は「量」ではなく「質」が国民的に議論されている｡ 公共事業の民主的な転換である。描かれている姿は､ ①地場の建設業者が受注量を拡大し､ ②季節労働者の通年雇用化をはかり､ ③近代的な労使関係を確立し､ ④生産性を確保し､ 北海道経済の活性化をはかるという､ 新たな公共事業政策の確立である｡ 現在の建設業界の困難は不要不急の公共事業を中止し､ 削減できない「公共事業社会」の矛盾が要因となっている。「政・業・官」の鉄のトライアングルを氷解させる中小の建設業者､ 公共事業就労者の「変革の主体」の形成が避けられないのである。

残念ながら歴代の「建議」にはこうした「暫定２制度」の積極性の議論や位置づけが欠如しているといわざるを得ない。

(7) 雇用保険財政（北海道）の現状－資料は道雇用保険課（現労働局職業安定課）からの聞取り。1982年度（昭57） を補強した｡ 雇用保険は北海道に関していえば収支の均衡を欠き､ 「保険制度としての破たん」（厚労省）は明白である｡ 道外収入で道内支出をまかなう「南北問題」の再びの蒸し返しである｡

下表における失業等給付金の「短期」は50日の一時金の受給総額である｡ 季節労働者は毎年受給し「予定された失業」である｡ 一般失業者は規定日数を１度しか受給できない｡ 季節労働者は「恵まれている」論がまことしやかに流布される根拠である｡ 「通年雇用奨励金」「雇用安定奨励金」の減少は建設業の「通年雇用化」の基盤の縮小､ 脆弱化を示している｡ 技能講習助成給付金の推移は季節労働者の雇用減にともなって一方では減少しながら､ 他方では通年雇用層、若年層の季節労働者化で支出額そのものは減少につながっていない。雇用保険財政（北海道）をめぐる現実は､ 北海道において失業者対策を唯一、雇用保険・３事業にのみ求めてきた国の政策破たんを示している｡ 失業者が就労し、税金や社会保険料等を支払いことのでき、結果としても失業給付の軽減につながる公的雇用創出策の重視など、「失業の社会的コスト」について道民的な議論の深まりをもはや回避できない。残念ながら「平成15年建議」にはこの視点もない。

逆に悪化する季節労働者の賃金･労働条件

「出戻り３分」の言葉の意味を講習会場の若者はだれも知らない｡ 高齢者は「今はそんなものはない」とたちどころに答える。労働基準法は事業主責任による休業保障は６割とある。「出戻り３分」とは「雨天等による現場休業に対し、その日の賃金の３割を保障する」建設業界の慣例である｡ 基準法のはるか以前から実施されていた｡ 高齢者が知っているのは「経験がある」からである｡ 講師は「出戻り３分、しぶしぶ帰る」は、現在は「出戻り３分、頭にきて帰る」と笑いを誘うことになる｡ 時代は「３分」（慣例）から「６割」（法律）となり､ 本来はさらに前進していなければならない｡ 逆に「ゼロ」である｡ 講義は労働基準法､ 労働組合法の話へとさらに深められる｡

建交労建設部会は「あまり・せめて」の運動（あまりにもひどい､ せめてこれだけはの意味）として「５大要求」を提起し､ その後､ 公共事業の「現場調査」に発展させ、開発局､ 道と市町村など発注者と監督行政に対し春闘交渉等を継続してきた。着実な改善がここ数年は「逆戻り」がいちじるしい。リストラの名による「むき出し」の労働条件の悪化である。

雇入通知書、賃金と年収、労働時間、退職金、有給休暇等について20年間の変化と到達点は､ その改善のためも社会的合意の拡大と労働組合の強化を切実に求めている｡

〔雇入通知書〕は「あなたを次の条件で雇い入れます」（建設雇用改善法第７条）と雇用期間､従事すべき業務内容を明らかにした文書である｡ 違約の場合､ 14日以内の帰郷旅費を請求できる｡労働基準法第15条（労働契約､ 労働条件の明示）を兼ねるものとされている。（表後に続く）

交付は着実に前進といえるが､ 依然として過半数の交付にとどいていない｡

「白書」では公共事業では「もらった」が男40.2％､ 女45.6％である｡ 建交労調査(8,138人､ 2001年）では､ 「もらった」が男43.2％、女47.8％であり、発注者別の「もらった」は市発注で38.1％、町発注で49.0％、村発注で50.7％である。

　行政調査では「全員交付」が90.5％、「未交付」が 6.9％とかい離幅が大きすぎる｡ (注21)

雇入通知書は道建設業協会が「モデル」を作成している｡ （1999年労基法改定４月施行に伴うもの）一方､ 多様な雇入通知書が交付されており､ 拘束時間と実労働､ 休憩の扱い､ 建退共や有給休暇にふれていないなど問題点も多い｡ (注22)

〔「建退共」（建設業退職金共済制度）〕の完全適用をめざす運動は「白書」時点で加入20％が､2002年調査では手帳の「毎年確認」が男16.7％、女23.1％、「何回か確認」が男23.4％、女34.6％に及んでいる｡ 季節労働者の意識そのものが大きく変わっている。企業の加入状況は地域格差がいちじるしく、運動や行政指導の反映が読み取れる。都市部の未適用は季節労働者を雇用する企業の下請以下のぜい弱性を示している。なお､ 建退共制度は2003年10月１日から運用利回りが年率4.5％から2.7％に引き下げられ､ その結果､ 労働者に支払われる退職金が減少することになる｡

建交労道本部書記局は「建退共共済契約者名簿」（建退共北海道支部）と「建設業許可業者名簿」（北海道建設年鑑）にもとづき､ 1989年（平成元）と1999年（平成11） の許可業者の加入率を市町村別に分析し､ 全道に資料提供している｡（2000.3）

10年間の推移の特徴は以下の諸点である｡

① 許可業者は23,361社から25,735社（10.2％）の増に対し､ 建退共加入業者は 7,855社から10, 208社（30.0％）と増えている｡ 加入率は89年の33.6％から99年の39.7％へと 6.1％アップし ている｡

② 函館市16.2ポイント､ 小樽市22.2ポイント､ 旭川市12.9ポイント､ 釧路市13.4ポイントなど系統的に現場 調査や行政交渉を積み上げてきた地域の加入率が大幅にアップしている｡

③ 許可業者の共済組合への加入率が高いのは桧山（70.9％）日高（66.2％）空知（58.0％）で あり、加入率が低いのは石狩（23.0％）渡島（43.2％）胆振（44.8％）となっている｡

④ 加入率70％以上が42市町村となっている｡

〔有給休暇〕の取得は労働基準法改正（1994.4）が反映し、建交労の「お盆３日を有給休暇に」の取得キャンペーン、受講科目における学習により、年々取得がすすんでいる。

「2002年労働条件アンケート」調査では「有給休暇があった」が男26.8％、女37.3％、その内､法律にもとづく「６カ月以上10日間」の取得は男47.0％、女56.2％となっている。

〔賃金､ 労働時間〕は別に分析される｡ ここでは、①本道の勤労世帯の年間収入は 634万円で季節労働者の2000年度の年間収入はその２分の１以下と指摘（「平成15年の建議」）されていること｡ ②公共事業の積算賃金（注23)（工事代金に含まれている設計労務単価､ ８時間賃金）が1999年（平成11）以降、引き下げられていることを指摘する｡ 積算の下落→現場の賃下げ→実勢賃金の低下→積算の下落は「賃金下落スパイラル」を引き起こしている｡

〔季節労働者の労働組合への組織化〕は「労働組合調査」に現れる社会的勢力としての「組織化」の状況を資料として示している｡ (注24) 「組織化」をどのような「力」と「機能」を有する労働組合として建設するのか､ と問えば総括の視点はまったく別のものとなる｡

スゥエーデンは「労働組合が国家を構成している」（佐藤）かの印象を受けたが､ 労働者の社会的ステイタスの確立が重視されている社会であった｡

スゥエーデンにおいて建設業は不安定雇用の代表であった。1980年代まではプロジェクトごとの契約雇用（現状は30％位）だったが､ 最近は「臨時」「３か月ごとの雇用」とされ､ 終身雇用は「夢」であるとされた｡ 組合員は夏期は24％、冬期は33％が失業していた｡

スゥエーデン建設労働組合は29の職種（大きく大工、左官、鉄筋、配管）の現場労働者と34の地方組織を有し､ 組織率は93％（ 111.000人）は驚きであった｡ 職業再教育は建設業協会、職安、労働組合が一体で実施し､ 労働者は専門分野８週間、専門以外を30日間うけることができ、失業保険金と同額を受給していた｡

　「スゥエーデンモデル」を夢見ている訳ではなく､ アメリカの公契約法､ リヴィングウェツジ（生活者賃金）運動､ ＣＧＴ（フランス総同盟）のショップスチュワード（多数労組､ 未組織の中の存在する職場をまとめる活動家）､ 新組合員教科書など学ぶべきことは多い｡ 同時にここではスゥエーデン建設労働組合の「９つの機能」を紹介する｡ (注25) やはり「数の力」である｡ 全道統一闘争を組織する力､ 地域と業界への影響力の到達点を考慮している｡ 建交労北海道の展望と重ね合わせた議論を深めたいと考えている｡ ）

運動の側における課題と展望

羅列的に問題提起を試み､ 視点のみの記述としたい｡

１. 建設労働者に対する失業・雇用保障は「就労対策」「雇用保険の拡充」「職業訓練」「生活保障」が政策の基本となる｡ 「建設労働者の失業・雇用保障への提言」（建設政策研究所2001. 10）は､ 建設業の特殊性（①手間請け､ 請負給による就労形態から「就労日数減」は「完全失業」ではなく「半失業」となって現れる｡ ②建設業では失業する労働者の70％が同一産業内を移動する）からその対策は「就労日数及び収入増加のための事業拡大」「公的就労事業の実施」が基本となるとしている｡

　事業拡大は「不要不急の大型公共事業を中止､ 削減し､ 雇用の拡大にむすびつく小規模な生活に密着した事業を拡大し､ 就労機会を拡大」する公共事業を内容（質）の改革政策である｡ 中小零細企業の受注機会を拡大することによる地域経済の活性化か描かれている｡

２．現在､ 北海道において２つの失業者対策が実施されている｡ 「給付金の直接助成」（求職者給付50日の一時金プラス 117,000円の技能講習給付金）と「公的雇用創出」（緊急地域雇用創出特別交付金､ 1999年度実施）である。「地元で働く仕事」「90日支給復活」の「90日会」の運動の原点に関わっている｡ 両政策を「企業組合」を通じての実践が求められている｡

３．地域における労働運動の再生にとって､ 季節労働者対策は失業政策の一環として位置づけられことが重要である｡ 未曾有の失業増大､ 雇用不安は地域の労働運動の最大の課題である｡ 季節労働者の雇用労働者に占める比率､ 日額いくらの賃金形態と低位労働条件は地場相場を規定している｡ 「底上げ」は地域経済の「底上げ」と直結する｡

　 建交労がめざしている労働組合､ 建設業協会､ 自治体の「３者協議」は建設、季節労働者の地域的な「労働協約」ともいえる。さらに、「公契約」条例の提起は「公共事業社会」の諸矛盾をそこで働く主体としての労働者が「変革」を求めるものである｡ 季節労働者の全道的な数の結集と闘いの経験は､ 季節労働者が地域運動の「救世主」の位置を与えられる条件を有している｡

４．暫定２制度制の存続､ 延長にとって「積寒制度」創設の政策的意義の道民的合意が求められている｡ さらに失業の社会的コストの議論が重要である｡ 実践的には市町村の首長､ 建設業協会､職安所長との間で暫定２制度が「建設業の通年雇用化」「季節労働者の雇用と生活の安定」「地域経済の底支え」に欠くことのできない政策であることの社会的な合意形成である｡ 暫定２制度は「定着」しており､ むしろ制度を基礎に「恒久制度」として確立すべきという道民的合意と運動が求められている｡

５．季節労働者の「夏のネットワーク」つくりが､ 北網の代表者会議で議論され､ 実践が開始された｡ 北網に注目するには特別の理由が存在する｡ 北網の各地域では､ 季節労働者の１人一人が「90日会」の役員､ 企業組合の理事者、労働組合の執行部としてそれぞれ任務を分担しながら､ 夏場の仕事帰りの疲れをいとわず､ 「みんなで話し合い､ みんなで決め､ みんなで行動する」を文字通り､ ４半世紀に渡り実践してきた｡ 活動家の「ネットワーク」は張られてきたが､ 制度存続､ 季節労働者の苦難の打開のためには､ 今､ 技能講習受講者のすべての力を結集することが求められ､ 「ひとり１人とのネットワーク」の歴史的な一歩を踏み出したのである｡

雇用保険被保険者及び季節労働者の推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | 季節労働者数 | | | |
|  | 建設業計 | 一 般 | 短 期 | 全数計 | 建設業計 | ％ |  |
| 1977年度（昭52） | 279,307 | 78,093 | 201,214 | 282,236 | 191,193 | 67.8 | 積寒制度創設 |
|
| 1980年度（昭55） | 300,463 | 80,580 | 219,883 | 300,237 | 206.407 | 68.7 | 季節労働者ﾋﾟｰｸ |
|
| 1997年度（平９） | 273,939 | 140,766 | 133,173 | 198,051 | 132,220 | 66.8 | 一般が短期を上回る |
|
| 2002年度（平14） | 226,961 | 119,301 | 107,660 | 173,152 | 112,882 | 65.2 | 直近 |
|

（被保険者数は毎年９月時点､ 道職業対策課） （「推移と現況」直近は平成13年版）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (注18) | | 81.2季節労働者白書 (三好宏一教授) | 92.1調査  建設一般学習講座 | 2002年建交労調査  夏季合宿 | |
| 男 | | 平均 49.9 | 45～65歳 56.4％ | 34歳未満(全体) 13.7％ |  |
|
| 女 | | 48.9 | 45～65歳 79.2 | 45～64男 49.8 |
|
|  |  | 50歳以上が50.1 | 60歳以上 46.1 | 45～64女 68.8 |
|  | |  |

\* 「北海道の建設業の当面する課題」（道建設業協会顧問 伊藤勉 1997年１月の北海道建設新聞の連載論文）では建設労働者の平均年齢を北海道47.3歳､ 全国47.2歳（1991年）と紹介し､ 「今に建設労働者は老人ホームから現場に出かけてくる」と危ぐしている｡

\* 「労働条件調査」（2002年建交労調査 6,189人）には70歳を過ぎてか酷な建設現場労働に従事する季節労働者が実数で401人（6.5％）となっている｡ 年金､ 医療､ 介護の社会保障対策の拡充が切実である｡

　 同時に､ 就労対策としては道費助成の高齢者事業団における所得保障､ 特別の公的雇用創出策が求められている｡ なお､ 近年増加しているシルバー人材センター登録者の建設現場就労は法に抵触する重大な問題として浮上している｡ 特別調査が必要となっている｡

(注19)　 技能講習の新規受付者（道北勤労者企業組合）

受講者　新規受講　新規比率

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 00年 | | 1552 | 369 | 23.77 | |
| 01 | | 1594 | 381 | 23.90 |  |
|
| 02 | | 1666 | 433 | 25.99 |
|
|  |  |  |  |  |
|  | |  | |

(注20) 若年層の技能講習受講状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | |  | 男 | 女 | | |
| 96年調査 | | 有効回答7637 | 4687 | 2950 | |  |
|
|  |  | 19歳以下 71（0.9％） | 64（1.4％） | 7（0.2％） | |
|  | 20～24 163（2.1） | 139（2.9） | 24（0.8） | |
|  | 25～29 160（2.0） | 126（2.7） | 34（1.2） | |
|  | 30～34　 164（2.1） | 115（2.5） | 49（1.7） | |
| 02年調査 | | 有効回答5352 | 3910 | 1442 | |
|
|  |  | 19歳以下 67（1.3％） | 58（1.5％） | 9（0.6％） | |
|  | 20～24 190（3.6） | 176（4.5） | 14（1.0） | |
|  | 25～29 245（4.6) | 227（5.8） | 18（1.2） |  | |
|  | 30～34 213（4.0) | 188（4.8) | 25 (1.7) |
|  | | |  |

\* 1981年度（昭和56）30万人の季節労働者のうち24歳以下は19,800人（6.6％）、25歳から29歳は30,3

00 人（10.1％）、30歳から34歳以下が39,600人（13.2％）であった。（昭和57年 職安審建議）

冬期増嵩経費措置工事 ３市町村

増嵩経費 1,400万円

就労人員 延べ2,830人

季節労働者就労対策事業 70市町村

企業組合への発注 56市町村

事業費 ２億5,228万円

就労人員 延べ24,450人

　　(道雇用対策調べ)

(注21) 1979年度と1995年度における全国と道内の四半期別の工事量の比率比較

　1979年度（昭和54）四半期別公共工事着工推移

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 総　 額 | ４ ～ ６ | ７ ～ ９ | 10 ～ 12 | １ ～ ３ |  | |
| 北海道 | | 7,948億円 | 3,712億円 | 2,574億円 | 1,202億円 | 459億円 |  |  |
|
|  |  | (100％) | (46.71) | (32.39) | (15.13) | ( 8.53) |  |
| 全　国 | | 10兆7,562億円 | 2兆4,963億円 | 3兆4,565億円 | 2兆9,674億円 | 1兆8,379億円 |  |
|
|  |  | (100％) | (23.16) | (32.06) | (27.54) | (17.24) |  |
|  | | | | | |  |
|  | | | | | | |  | |

1995年度（平成7）の建設工事の季節間変動（出来高）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 総　 額 | ４ ～ ６ | ７ ～ ９ | 10 ～ 12 | １ ～ ３ |  | |
| 北海道 | | 4兆4480億円 | 1兆1560億円 | 1兆6,200億円 | 1兆3,550億円 | 4.170億円 |  |  |
|
|  |  | (100％) | (25.4) | (35.6) | (29.8) | ( 9.2) |  |
| 全　国 | | 76兆9,530億円 | 16兆5,680億 | 19兆0,640億 | 22兆1,890億 | 19兆1,320億 |  |
|
|  |  | (100％) | (21.5) | (24.8) | (28.8) | (24.9) |  |

79年度分析 (社) 道建協常務理事谷口修（「建設労働・資材月報」1981.3）

95年度分析 (社) 道建協顧問伊藤勉 （北海道建設新聞の連載 1997.1）

(注21) 「2001年度建設雇用改善指導」（道労働局､ 02.7.19 道建設新聞の報道）

(注22) 多様な雇入通知書を入手し､ 改善案をまとめるとりくみが「夏期合宿」で提起されている｡

(注22) 「今後､ 公共工事量の縮小が見込まれている中、冬期工事施工は､ 財政面､ 技術面の課題を抱えており工事量の大幅な増加は見込めないことから､ 冬期工事量の確保による公共工事量の平準化による季節労働者の通年雇用の進展は難しくなる」

「今後は､ 季節労働者の他の産業分野への円滑な労働移動の実現による通年雇用化施策（季節労働者からの脱却施策）に重点を置く必要がある」

「きびしい雇用情勢の中､ 労働移動などの施策が円滑に図られるまでの間は､ 通年雇用安定給付金制度の活用による通年雇用化を進め､ 季節労働者の雇用と生活の安定をはかる必要がある」

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1982年度  (平成7) | 1995年度  (平成8) | 1996年度  (平成9) | 1997年度  (平成10) | 1998年度  (平成11) | 1999年度  (平成12) | 2000年度  (平成13) | 2001年度  (平成14) |  |
| 雇用保険料収入 億円 | 469 | 609 | 621 | 628 | 611 | 590 | 589 | 771 |  |
|
| （短期特例） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|
| 支出 | 1,330 | 1,625 | 1,680 | 1,773 | 1,885 | 1,784 | 1,705 | 1,706 |  |
|
| 支出額／収入額 | 2.85倍 | 2.67倍 | 2.71倍 | 2.82倍 | 3.04倍 | 3.02倍 | 2.89倍 | 2.21倍 |  |
|
| 支出の主な内訳 | 556 | 640 | 672 | 785 | 939 | 885 | 863 | 881 |  |
|
| ①失業給付金(一般) |
| ②失業給付金(短期) | 638 | 584 | 604 | 575 | 530 | 538 | 500 | 492 |  |
|
| ③通年雇用奨励金 | 7.7  積寒給付金  118.7 | (48)  (133)  (51) | (48)  (134)  (56) | (51)  (127)  (63) | (42)  (114)  (54) | (37)  (82)  (59) | (35)  (79)  (55) | (35)  (79)  (57) |  |
|
| 雇用安定奨励金  技能講習助成給付金 |
| 計 | 233 | 237 | 240 | 211 | 178 | 169 | 171 |  |  |
|
| ④その他の給付金 |  | 168 | 167 | 173 | 175 | 183 | 173 | 162 |  |
|

季節労働者の労働実態の推移（1981年～2002年）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 81.2季節労働者白書  (三好宏一教授) | 92.1調査  建設一般学習講座 | 2002年建交労調査  夏季合宿（十勝川） |  | |
| 雇入通知書 | 交付された 32.3％ | 交付された 37.3％ | 男41.9％ 女43.3％ |  |  |
|
| 賃金 | 男 8,306円  女 4,775円 |  | 男 10,576円  女 6,689円 |  |
|  | |  |
|  |  |  |
| 年収 | 男 1,748,000円  女 808,000円 |  | 男 2,240,000円  女 1,160,000円 |  |
|  | |  |
|  |  |  |
| 労働時間 | 稼働日数 月26.4日  残業 月42.4時間  男 7.7カ月 1,952時間  男 7.5カ月 1,721時間 | 毎日残業が27.0％  男 平均202日 1,818時間  女 平均182日 1,602時間 | 男 8.9時間 女8.3時間  男 7.6カ月  女 7.0カ月 |  |
|  | |  |
|  |
| 退職金(建退共) | 建退共加入20％ | 手帳を有 20.0％  会社に有 18.1％ | 毎回確認 男16.7 女23.1  何回か確認 男33.4 女34.4  見たことない 男49.9 女42.4 |  |  |
|  | |  |
|  |
| 有給休暇 |  |  | あった 男26.8 女37.3 |  |  |
|  | |  |
|  | 内10日 男47.0 女56.2 | | |

(注25) スゥエーデン建設労働組合の９つの機能（1996.11）

①　経営者団体と労働条件の改定交渉を行い、労働協約を締結すること。建設、機材、配管、ガラスの４業界 と締結。

②　保険業務。（事故、共済、レクリェーション）

③　労働市場に関する失業保険業務。

④　労働組合の広報、宣伝活動。

⑤　政治に影響を与えたり、交渉のデーターを収集する調査部門。

⑥　年間18回の機関紙の発行。

⑦　財政。（組合費は月額平均で4,500円。失業保険掛金が1.080円。地方活動費）

⑧　総務、渉外業務。

⑨　国際活動。（南ア、エストニアへの援助）

(注23) 公共工事

設計労務単価の推移

普通作業員(円)

1974年度 4,430

75(昭50) 5,210

76 5,680

77 6.010

78 6,530

79 7,230

1980年度 7,730

81 8.200

82 8,600

83 8,600

84 8,700

85(昭60) 8,800

86

87

88 8,800

89(平元) 9,100

1990年度 9,500

91 10,300

92 11,100

93 12,100

94 13,200

95(平7) 13,800

96 14,300

97 15,900

98 16,100

99 16,000

2000年度 13,300

01 13,300

02

03